

生食輸発0913第3号  
平成28年9月13日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(ベトナム産えびのクロラムフェニコール、韓国産しじみのエンドスルファン及び  
米国産ラズベリーのメトキシフェノジド)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第3号（最終改正：平成28年9月9日付け生食輸発0909第1号）に基づき実施しているところです。

今般、下記の食品について検査命令を解除したことから、平成28年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、同通知の別表第2に下記を追加します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から韓国産しじみのエンドスルファンの項を削除し、検査強化日より一年間が経過したことから、同通知の別表第3から米国産ラズベリーのメトキシフェノジドの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成28年9月9日	ベトナム	えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）	クロラムフェニコール